

令和2年度行政事業レビューシート(法務省)

事業名	国際会議運営費用の分担			担当部局	大臣官房国際課		作成責任者			
事業開始年度	昭和28年度	事業終了(予定)年度	終了予定なし	担当課室	-		国際課長 柴田 紀子			
会計区分	一般会計									
根拠法令(具体的な条項も記載)	ハーグ国際私法会議規程第9条、第10条、第11条等			関係する計画、通知等	-					
主要政策・施策	-			主要経費	その他の事項経費					
事業の目的(目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	諸外国との緊密な協力体制を確立し、刑事司法や民商事法の分野において、各国の実情等に関する情報を収集するとともに、我が国の立場を積極的に主張して条約等に反映させ、国際化に即応した法秩序の維持を図ることを目的としている。									
事業概要(5行程度以内。別添可)	本件事業は、ハーグ国際私法会議、私法統一国際協会、金融活動作業部会(FATF)及びアジア・太平洋マネー・ローンダーリング対策グループ(APG)の運用費用について日本国の分担金の支払いを行うものである。 各会議の経費については、各会議内の規程により、加盟国が分担することと定められており、また、各国における分担金の拠出割合については、各会議の規程又は会議内の各國間の合意により決定方法が定められている。 なお、金融活動作業部会(FATF)及びアジア・太平洋マネー・ローンダーリング対策グループ(APG)の分担金については、関係省庁と支出を分担している。									
実施方法	補助									
予算額・執行額 (単位:百万円)	平成29年度	30年度		令和元年度	2年度	3年度要求				
	当初予算	57	59	64	66	62				
	補正予算	▲ 1	▲ 2	▲ 2	-					
	前年度から繰越し	-	-	-	-	-				
	翌年度へ繰越し	-	-	-	-	-				
	予備費等	-	-	-	-	-				
	計	56	57	62	66	62				
	執行額	56	57	62						
	執行率(%)	100%	100%	100%						
	当初予算+補正予算に対する執行額の割合(%)	100%	100%	100%						
令和2・3年度予算内訳 (単位:百万円)	歳出予算目	2年度当初予算	3年度要求	主な増減理由						
	国際私法会議等分担金	66	62	国際私法会議分担金の減						
	計	66	62							
成果目標及び成果実績(アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標		単位	平成29年度	30年度	令和元年度	中間目標 2年度	目標最終年度 年度	
	国際会議における意思決定に対する積極的な関与	意思決定に関する重要な会合その他の活動への関与	成果実績	回	6	4	6	-	-	
			目標値	回	8	5	6	4	-	
			達成度	%	75	80	100	-	-	
根拠として用いた統計・データ名(出典)	民事局及び大臣官房国際課調べ									
定量的な成果目標の設定が困難な場合	定量的な目標が設定できない理由及び定性的な成果目標	定量的な目標が設定できない理由			定性的な成果目標と平成29~令和元年度の達成状況・実績					
		-			-					
	事業の妥当性を検証するための代替的な達成目標及び実績	代替目標	代替指標	単位	平成29年度	30年度	令和元年度	中間目標 2年度	目標最終年度 年度	
			【参考指標】日本人職員数	実績	人	0	0	0	-	-
				目標値	人	3	2	2	2	-
		達成度	%	0	0	0	-	-		

事業所管部局による点検・改善						
	項目	評価	評価に関する説明			
国費投入の必要性	事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。	○	国際的な議論に積極的に対応すること等を通じ、国際化に対応した法秩序の維持を図ることや諸外国との緊密な協力体制を確立することを目的とする事業であり、社会のニーズを反映していると考える。			
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	○	本件事業は、刑事司法や民商事法の分野において、各国の実情等に関する情報を収集するとともに、我が国の立場を積極的に主張して条約等に反映させ、国際化に対応した法秩序の維持を図ることや諸外国との緊密な協力体制を確立することを目的としており、その趣旨に鑑みて、国において実施すべき事業である。			
	政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。	○	本事業の目的は、国際的な議論に積極的に参画することなどを通し、国際化に対応した法秩序の維持を図ることや諸外国との緊密な協力体制を確立することを目的としているため、優先度の高い事業と考える。			
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	-	-			
	一般競争契約、指名競争契約又は随意契約(企画競争)による支出のうち、一者応札又は一者応募となったものはないか。	無				
	競争性のない随意契約となったものはないか。	無				
	受益者との負担関係は妥当であるか。	-	-			
	単位当たりコスト等の水準は妥当か。	○	各分担金は、年次総会等においてその負担率を審議、決定していることから妥当。			
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	-	-			
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	○	本件事業に係る国際会議等は、いずれも本事業の目的に沿うものであり、その分担金の支出については、外交代表会議や財務委員会等の審議を経て決定された真に必要なものに限定されている。			
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	-	-			
	繰越額が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	-	-			
	その他コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか。	-	-			
事業の有効性	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか。	△	本事業に係る拠出金の分担による成果実績については、積極的な国際会議の意思決定への参加により、事業目的的遂行を行っており、おおむね成果実績は成果目標に見合ったものである。			
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果のあるいは低コストで実施できているか。	-	-			
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	○	当初の見込みのとおり、各国際機関の会議に参加し、それぞれ意思決定に関与している。			
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	-	-			
関連事業	関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)	○	金融作業部会(FATF)分担金は、財務省が1/3、警察庁・金融庁・法務省・外務省が各1/6を、アジア・太平洋マネー・ローンダリング対策グループ(APG)分担金は、警察庁が1/3、金融庁・法務省・財務省・外務省が各1/6をそれぞれ負担している。			
	所管府省名	事業番号				
	警察庁	0076				
	金融庁	0024				
	外務省	0194	経済協力開発機構金融活動作業部会(FATF)分担金、アジア・太平洋マネー・ローンダリング対策グループ(APG)分担金			
点検・改善結果	点検結果	ハーグ国際私法会議等の運用費用等の一部を賄う分担金については、各事務局から示された分担額が妥当なものか精査した上で、同事務局からの支援要請に基づき支出手続を行っている。				
	改善の方向性	今後も引き続き、分担額を精査の上、効果的・効率的な活動ができるよう各事務局に働き掛けることとしたい。				

外部有識者の所見

外部有識者による点検対象外である。

行政事業レビュー推進チームの所見

現状通り

引き続き効率的な予算の執行に努められたい。

所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況

現状通り

一

備考

関連する過去のレビュー・シートの事業番号

平成22年度	0002	平成23年度	0002	平成24年度	0003	平成25年度	0081
平成26年度	0067	平成27年度	0064	平成28年度	0063	平成29年度	0064
平成30年度	0064						
平成31年度	法務省 (0067)						

※令和元年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位：百万円)

法務省

62百万円

[・国際私法会議等分担金の支払い]

分担金

A. ハーグ国際私法会議事務局ほか3機関

62百万円

[・国際会議の分担金]

費目・使途
(「資金の流れ」においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。費目と使途が双方で実情が分かるように記載)

A.ハーグ国際私法会議事務局

B.

費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
分担金	ハーグ国際私法会議規程第9条、第10条及び第11条により、同会議の経費は加盟国が分担することとなっており、その分担割合はUPU(万国郵便連合)が採用している等級格付方式の分担率を一部修正(最高分担率をUPUの50単位から33単位に減少)して、これを各加盟国に適用しているところ、この分担金をハーグ国際私法会議事務局に支出しているものである。	30			
計		30	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支 出 先	法 人 番 号	業 務 概 要	支 出 額 (百億円)	契 約 方 式 等	入 札 者 数 (応募者数)	落 札 率	一 者 応 札・一 者 応 募 又 は 競争性のない随意契約となつた 理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	ハーグ国際私法会議事務局	-	国際私法会議は、国際私法に関する規則の統一をもたらすことを目的とし、これに関する各種研究、審議、調査及び条約案の作成を行っている。	30	その他	-	-	
2	私法統一国際協会事務局	-	私法統一国際協会は、国際的な商取引等の涉外的法律関係において、各国の国内法がまちまちであることから生ずる不安定、障害を除去するため、各国内法の調和を図り調整する方法を研究し、統一私法の立法化を準備することを目的とし、私法の分野における比較法の研究、私法に関する条約草案の作成等を行っている。	16	その他	-	-	
3	経済協力開発機構事務局	-	金融活動作業部会(FATF)は、マネー・ローンダーリング対策の推進を目的として発足した国際的な枠組みであり、その後の役割拡大に伴い、現在ではテロ資金供与対策、不拡散金融対策等の国際的な取組の促進も担っている。各国が採るべき措置「FATF勧告」を策定し、FATF勧告の遵守が不十分な国・地域に対し、是正措置を求めるための取組を実施している。	10	その他	-	-	
4	アジア・太平洋マネー・ローンダーリング対策グループ事務局	-	アジア・太平洋マネー・ローンダーリング対策グループ(APG)は、アジア・太平洋地域におけるFATF型地域対として発足し、FATFによって設定された国際的な基準・勧告をもとに、メンバーワークshopでマネー・ローンダーリング、テロ資金供与対策に係る相互審査、情報交換、技術協力・研修等を実施している。	6	その他	-	-	